

令和5年度温泉地で活用できる事業集

令和5年2月
環境省自然環境局温泉地保護利用推進室

温泉地で活用できる事業について

この資料は、環境省温泉地保護利用推進室にて、令和5年度政府予算(案)(一部令和4年度補正予算を含む)のうち温泉地で活用できる補助金をピックアップして冊子としたものです。すべての事業が網羅されているわけではない点にご留意下さい。

事業名	担当省庁・課室	頁
温泉熱利用・発電設備の導入、設備の高効率化改修		
民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業	環境省 地球温暖化対策事業室	5
脱炭素		
地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金	環境省 地域脱炭素事業推進課	7
建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (3) 既存建築物における省CO2改修支援事業	環境省 地球温暖化対策事業室	9
建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (4) 国立公園利用施設の脱炭素化推進支援事業	環境省 国立公園課	10
地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業	環境省 地域脱炭素政策調整担当参事官室	11

事業名	担当省庁・課室	頁
インバウンド・観光(環境省予算)		
国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業	環境省 国立公園課、自然環境整備課	16
国立公園等多言語解説等整備事業	環境省 国立公園課	17
国立公園等の自然を活用した滞在型観光コンテンツ創出事業	環境省 国立公園課、 国立公園利用推進室	18
エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業	環境省 国立公園利用推進室	20
インバウンド・観光(観光庁予算)		
地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化	観光庁 観光産業課	21
地域の資源を生かした宿泊業等の食の価値向上事業	観光庁 観光産業課	22
新たな交流市場の創出事業	観光庁 観光資源課	23
地域観光資源の多言語解説整備支援事業	観光庁 観光資源課	24
新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化等	観光庁 観光資源課	25
広域周遊観光促進のための観光地域支援事業	観光庁 観光地域振興課	26
観光地・観光産業再生のための人材育成・確保等事業	観光庁 参事官(観光人材政策担当)、観光産業課	27
インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業	観光庁 参事官(外客受入担当)	28

事業名	担当省庁・課室	頁
インバウンド・観光(観光庁予算)		
訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業	観光庁 参事官(外客受入担当)	29
ICT等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化	観光庁 参事官(外客受入担当)	30
ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業	観光庁 参事官(外客受入担当)	31
持続可能な観光推進モデル事業	観光庁 参事官(外客受入担当)	32

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業（一部 農林水産省・経済産業省連携事業）



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

- 地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、新たな手法による太陽光発電の導入・価格低減を促進する。
- 再エネ熱利用、未利用熱利用、自家消費型再エネ発電等の導入・価格低減を促進する。

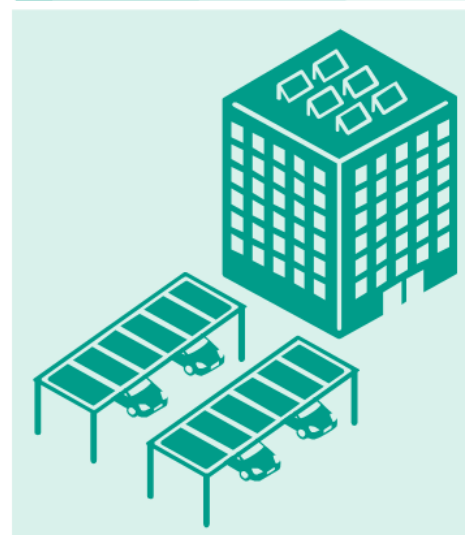
2. 事業内容

- ①建物における太陽光発電の新たな設置手法活用事業（補助率1/3）**
駐車場を活用した太陽光発電（ソーラーカーポート）について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- ②地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業（補助率1/2）**
営農地・ため池・廃棄物処分場を活用した太陽光発電について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- ③オフサイトからの自営線による再エネ調達促進事業（補助率1/2）**
オフサイトに太陽光発電設備を新規導入し、自営線により電力調達を行う取組について、当該自営線等の導入を支援する。
- ④再エネ熱利用・発電等の価格低減促進事業（補助率3/4、1/3、1/2）**
地域の特性に応じた、再エネ熱利用、未利用熱利用（工場廃熱等）、自家消費型再エネ発電（太陽光発電除く）等について、コスト要件（※）を満たす場合に、計画策定・設備等導入支援を行う（温泉熱の有効活用のための設備改修含む）。
- ⑤新たな再エネ導入手法の価格低減促進調査検討事業（委託）**
新たな再エネ導入手法に関する調査検討を行い、その知見を公表し、横展開を図る。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①～④：間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円） 設備等導入：1/3、1/2）
⑤：委託事業
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 ①④⑤ 令和3年度～令和7年度
②③ 令和4年度～令和7年度

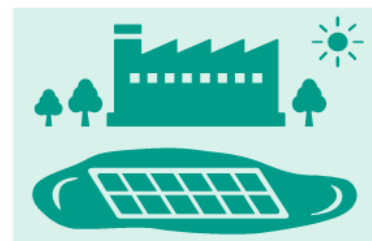
4. 事業イメージ



駐車場太陽光（ソーラーカーポート）



営農型太陽光（ソーラーシェアリング）



ため池太陽光

※コスト要件

- ①②④（発電）：本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果の平均値又は中央値のいずれか低い方を下回るものに限る。
- ④（熱利用）：当該設備のCO2削減コストが従来設備のCO2削減コスト（※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく）より一定以上低いものに限る。



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

- 2050年カーボンニュートラルの実現を見据え、民生部門電力ゼロに加えた先行モデルとして、熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル創出や寒冷地という脱炭素化の難しい地域でのモデル創出を支援し、熱の脱炭素化を推進します。

2. 事業内容

⑥ 熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業

・2050年カーボンニュートラルの実現には、電気の脱炭素化だけでなく、熱の脱炭素化も進めていく必要があるが、熱エネルギーは利用形態や利用温度が多様なため、需要施設に応じて適切な形での脱炭素化を進める。

・寒冷地では、暖房用途で石油由来の熱エネルギーを多く消費しているが、地域資源である再エネ等を効果的に活用することで、地域の脱炭素化に加えて、燃料価格高騰の影響を低減につなげる。

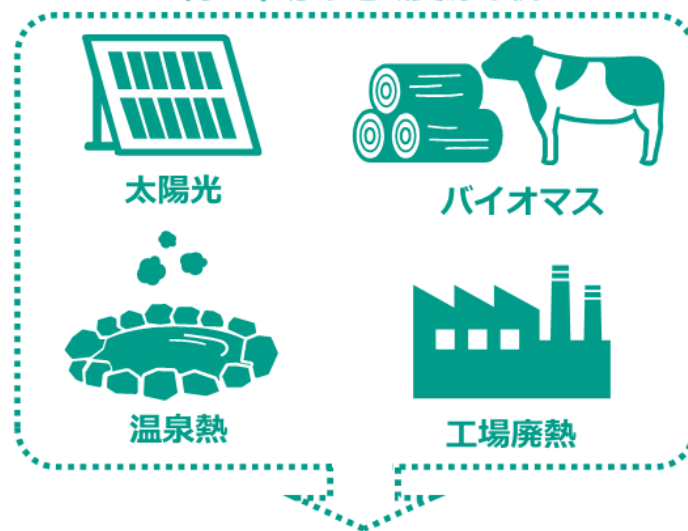
・地域の再エネ電気・再エネ熱・未利用熱等を活用した、①熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル、②寒冷地での脱炭素化のモデル、のいずれかに該当する先行的な取組について、その計画策定や設備等導入を支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円） 設備等導入：2/3）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度～令和7年度

4. 事業イメージ

再エネ等の地域資源の例



熱分野でのCO2ゼロ & 寒冷地の脱炭素化へ

地域脱炭素の推進のための交付金

(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金)



【令和5年度予算(案) 35,000百万円(20,000百万円)】 環境省
【令和4年度第2次補正予算額 5,000百万円】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」等により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)及びGX実現に向けた基本方針(令和4年12月22日GX実行会議決定)等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素トランジションへの投資として本交付金を交付し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

2. 事業内容

足元のエネルギー価格高騰への対策の必要性も踏まえつつ、民間と共同して取り組む地方公共団体を支援することで、地域全体で再エネ・省エネ・蓄エネといった脱炭素製品・技術の新たな需要創出・投資拡大を行い、地域・暮らし分野の脱炭素化を推進する。

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

① 脱炭素先行地域づくり事業への支援

2050年カーボンニュートラルを20年前倒しで実現を目指す脱炭素先行地域に選定された地方公共団体に対して、再エネ等設備の導入に加え、基盤インフラ設備や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業等を支援する。※他の補助事業の優先採択等により、関係省庁と連携して支援する。

② 重点対策加速化事業への支援

再エネ発電設備を一定以上導入する地方公共団体に対して、地域共生再エネ等の導入や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策の複合実施等を支援する。

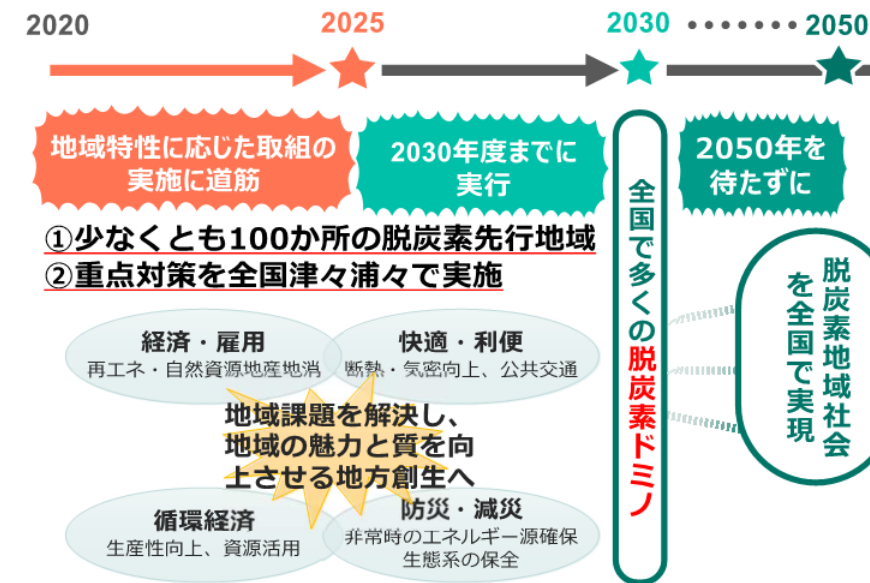
(2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金(自営線マイクログリッド事業交付金)

脱炭素先行地域のうち、官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域(特定地域)における、排出削減効果の高い主要な脱炭素製品・技術の導入を支援する。

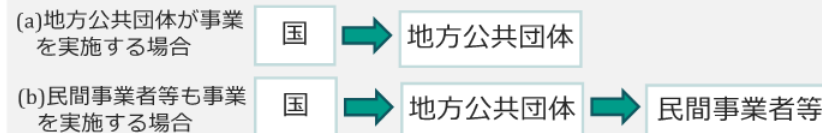
3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金 [交付率: (1) ①、(2) 原則 2/3 ※
(1) ② 2/3 ~ 1/3 等]
- 交付対象 地方公共団体等 ※財力指数が全国平均(0.51)以下の地方公共団体は一部 3/4
- 実施期間 令和4年度~令和12年度

4. 事業イメージ

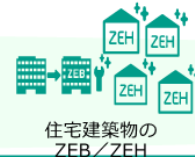


<参考: 交付スキーム>



地域脱炭素の推進のための交付金 事業内容

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金		特定地域脱炭素移行 加速化交付金	
事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業	
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市・施行時特別市： 1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上)	○脱炭素先行地域に選定されていること
対象事業	<p>(1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須)</p> <p>①再エネ設備整備(自家消費型、地域共生・地域裨益型) 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス 等 ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等</p> <p>②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等</p> <p>③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ(電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備(高効率換気・空調、コージェネ等)</p> <p>(2) 効果促進事業 (1)「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となつて設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等</p>	<p>①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須)</p> <p>①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) (例：住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電設備を設置する事業)</p> <p>②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業)</p> <p>③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導 (例：新築・改修予定の業務ビル等において省エネ設備を大規模に導入する事業)</p> <p>④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業)</p> <p>⑤ゼロカーボン・ドライブ ※2 (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※2再エネとセットでEV等を導入する場合に限る</p> <p>〔①⑤は国の目標を上回る導入量、④は国の基準を上回る要件とする事業の場合、それぞれ単独実施を可とする。〕</p>	<p>民間裨益型自営線マイクログリッド事業 官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域(特定地域)において、自営線に接続する温室効果ガス排出削減効果の高い主要な脱炭素製品・技術(再エネ・省エネ・蓄エネ)等の導入を支援する。</p>
交付率	原則 2 / 3 ※1 ①(太陽光発電設備除く)及び②について、財政力指数が全国平均(0.51)以下の地方公共団体は3/4。②③の一部は定額	2 / 3 ~ 1 / 3、定額	原則 2 / 3 ※1
事業期間	おおむね5年程度		
備考	○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要(計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能) ○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む		



建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (3) 既存建築物における省CO2改修支援事業



既存建築物の省CO2化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ① テナントビル、既存の業務用施設等の省CO2改修を普及促進することで、ストック対策に貢献する。
- ② 既存の業務用施設等の脱炭素化を促進し、将来の業務その他部門のCO2削減目標達成に貢献する。

2. 事業内容

- ① 民間建築物等における省CO2改修支援事業：既存民間建築物において省エネ改修を行いつつ、運用改善により更なる省エネの実現を目的とした体制を構築する事業を支援。
- ② テナントビルの省CO2改修支援事業（国土交通省連携）：オーナーとテナントが環境負荷を低減する取組に関する契約や覚書（グリーンリース（GL）契約等）を結び、協働して省CO2化を図る事業やフロア単位で省CO2化を図る事業を支援。
※ ①、②については、省エネ型の第一種換気設備を導入する場合又は需要側設備等を通信・制御する機器を導入する場合に加点。
- ③ 空き家等における省CO2改修支援事業：空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業に対し、省CO2性の高い設備機器等の導入を支援。
※ 省エネ型の第一種換気設備を導入する場合に加点。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1 / 3）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者等
- 実施期間 平成31年度～令和5年度

4. 補助対象

	補助申請者	補助対象経費	補助要件	補助率
①	建築物を所有する民間企業等	CO2削減に寄与する空調、BEMS装置等の導入費用 (補助上限5,000万円)	・ 既存建築物において30%以上のCO2削減 ・ 運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制の構築	1/3
②	テナントビルを所有する法人、地方公共団体等	CO2削減に寄与する省CO2改修費用（設備費等） (補助上限4,000万円)	・ テナントビルにおいて20%以上のCO2削減 ・ ビル所有者とテナントにおけるグリーンリース契約の締結	1/3
③	空き家等を所有する者	CO2削減に寄与する省CO2改修費用（設備費等） (補助上限なし)	・ 空き家等において15%以上のCO2削減 ・ 空き家等を改修し、業務用施設として利用	1/3

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (4) 国立公園利用施設の脱炭素推進支援事業



国立公園内利用施設の脱炭素化に資する高効率設備、再生可能エネルギー等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ① 国立公園内の公園利用施設（宿舎事業施設等）の脱炭素化を促進し、CO2排出量の大幅削減を目指す。
- ② 国立公園をカーボンニュートラルのショーケース、サステナブルな観光地とすることを旨とする「ゼロカーボンパーク」の拡大と取組支援を目指す。

2. 事業内容

国立公園利用施設は自然条件が厳しい場所に多く立地し、景観等にも配慮しながら施設改修が必要。これら施設に対し、省CO2性能の高い設備への改修、再エネ利用設備等の導入に係る費用を支援。さらに、国立公園において先行して脱炭素化に取り組むエリアについて「ゼロカーボンパーク」として立地市町村を登録し、その取組を重点的に支援。

- 補助対象者：国立公園事業者
(宿舎事業者、休憩所事業者、博物展示施設事業者、案内所事業者等)
- 補助対象施設：自然公園法に基づき国立公園内で上記事業を営む施設
- 補助対象経費：空調等省CO2改修、高断熱化改修、
再エネ（太陽光、風力、未利用熱、木質バイオマス等）設備導入、
EV充放電設備導入等（設備費等。費用対効果で上限あり。）
※太陽光発電設備導入の場合、EV充放電設備等導入に係る経費も支援。
- 補助対象要件：15%以上のCO2削減、インバウンド対応（補助対象外）

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1 / 2（太陽光発電設備のみ1 / 3））
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者等
- 実施期間 平成30年度～令和5年度

4. 事業イメージ



省CO2設備、再エネ設備等
【例】

空調 給湯 太陽光発電

【補助要件】
インバウンド対応の改修も実施。
(補助対象外経費)

【例】

トイレ洋式化 和洋室整備

導入補助

補助率
1 / 2

※太陽光発電設備は1 / 3

国立公園の脱炭素化
ゼロカーボンパーク推進



地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業



【令和5年度予算(案) 800百万円(800百万円)】
【令和4年度第2次補正予算額 2,200百万円】

再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します。

1. 事業目的

「地球温暖化対策推進法」、「地球温暖化対策計画」及び「地域脱炭素ロードマップ」に基づき行う、地域再エネ導入の取組は、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められている。地域に根ざした再エネ導入のためには、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、再エネ促進区域の設定、再エネの導入調査、持続的な事業運営体制構築、人材確保・育成など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う必要がある。

2. 事業内容

地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング、公共施設等への太陽光発電設備その他の再エネの導入調査、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、事業の持続性向上のための地域人材の確保・育成に関する支援を行う。

(1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援

- ① 地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援
- ② 再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援
- ③ 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援
- ④ 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

(2) 地域の脱炭素化実装加速化支援事業

- ① 促進区域設定の事例・合意形成手法等のガイド作成・横展開
- ② 地域の脱炭素化の取組に係る評価・検証等事業
- ③ 公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業

(3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

- ① 地域脱炭素実現に向けた中核人材育成事業
- ② 地域脱炭素を加速化するための企業・自治体のネットワーク構築事業
- ③ 即戦力となる地域脱炭素人材の確保に向けた支援事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 (1)間接補助(定率;上限設定あり) (2)(3)委託事業
- 補助・委託対象 (1)①②地方公共団体、③④地方公共団体(共同実施に限り民間事業者も対象)
(2)(3)民間事業者・団体等
- 実施期間 令和3年度～令和7年度 ※(1)③は令和4年度～、(2)②は令和4年度～、
(2)③は令和5年度～、(3)②③は令和5年度～

4. 事業イメージ

2050年カーボンニュートラルの実現

(1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援



- (2) 地域の脱炭素化実装加速化支援事業
- (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、 (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援



地域の再エネ目標・脱炭素事業の検討や再エネ促進区域設定に向けたゾーニングの実施による計画策定を支援します。

1. 事業目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、地域の再エネ目標やその実現に向けた意欲的な脱炭素の取組の検討、再エネ促進区域の設定に係るゾーニング等の取組、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査の実施による地方自治体の計画策定を支援するとともに、地域の経済・社会的課題の解決に資する地域再エネ事業の実施・運営体制の構築などを支援することで、地域における再エネの最大限導入を図る。

2. 事業内容

地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援

① 地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援

地域のCO2削減目標や再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ目標、目標達成に必要な意欲的な脱炭素の取組、施策の実施方法や体制構築等の検討に関する調査等を支援するとともに、これらを踏まえた計画策定を支援する。

② 再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援

再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング等の取組（地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成）を支援する。

③ 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、太陽光発電その他の再エネ設備の導入に向けた調査検討を支援する。

④ 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

地域再エネ事業の事業スキーム、事業性、事業体（地域新電力等）設立に必要なシステム構築、事業運営体制構築に必要な予備的実地調査等を支援する。

3. 事業スキーム

■ 事業形態	間接補助	定率	① 3/4、2/3、1/2 ②③ 3/4 ④ 2/3、1/2、1/3
		上限	①③800万円、②2,500万円、④2,000万円
■ 補助対象	①②地方公共団体、③④地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）		
■ 実施期間	令和3年度～令和7年度 ※（1）③は令和4年度～		

4. 事業イメージ

① 計画策定支援



現状
計 2.6万TJ

電気
2.5万TJ
熱利用
0.1万TJ

目標

再生可能エネルギー生産量
(単位:TJ(テラジュール))
計 6.4万TJ

・太陽発電 78万件
全ての建物に屋根ソーラー

・小水力発電 110カ所
導入可能地全てで実施

・バイオマス発電 27件
県下全域でバイオマス利用

・地熱発電等 232件
ポテンシャルを最大限活用



電気
5.1万TJ

※ポテンシャル
9.6万TJ

熱利用
1.3万TJ

※ポテンシャル
2.5万TJ

出典:長野県ゼロカーボン戦略

② ゾーニング支援



③ 導入調査支援



④ 体制構築支援



計画的・段階的な脱炭素への取組へ

お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、 (2) 地域の脱炭素化実装加速化支援事業



地域再エネ事業の実施に必要なガイドラインの作成、地域の企業や有識者との連携による地域に根ざした脱炭素取組を推進します。

1. 事業目的

地域脱炭素の取組を全国に広げるため、地域で実践した促進区域設定時における特徴的な事例の収集や、促進区域設定の際の環境配慮や合意形成の手法等を取りまとめ、他地域での展開を図る。また、地域の脱炭素化の取組に係る評価・検証等を行う。さらに、ガイドラインを活用した第三者所有モデル等の普及等により再エネ導入の加速を図る。

2. 事業内容

① 促進区域設定の事例・合意形成手法等のガイド作成・横展開

地域で実践した促進区域設定時における特徴的な事例の収集や、促進区域設定の際の環境配慮や合意形成の手法等をガイドラインとして取りまとめ、自治体を対象とした研修やネットワークの構築等を行うことにより、他地域での展開を図る。

② 地域の脱炭素化の取組に係る評価・検証等事業

各種支援事業（計画策定支援、人材育成支援、重点対策加速化事業等）を活用して企画立案・施行された施策の実施状況を継続的・横断的に確認・評価する。脱炭素先行地域について、取組の進捗状況と地域課題解決のKPIとして設定された事項について確認・評価を行い、有識者の助言等を踏まえ、必要に応じて改善策を検討し、必要な措置を講じる。

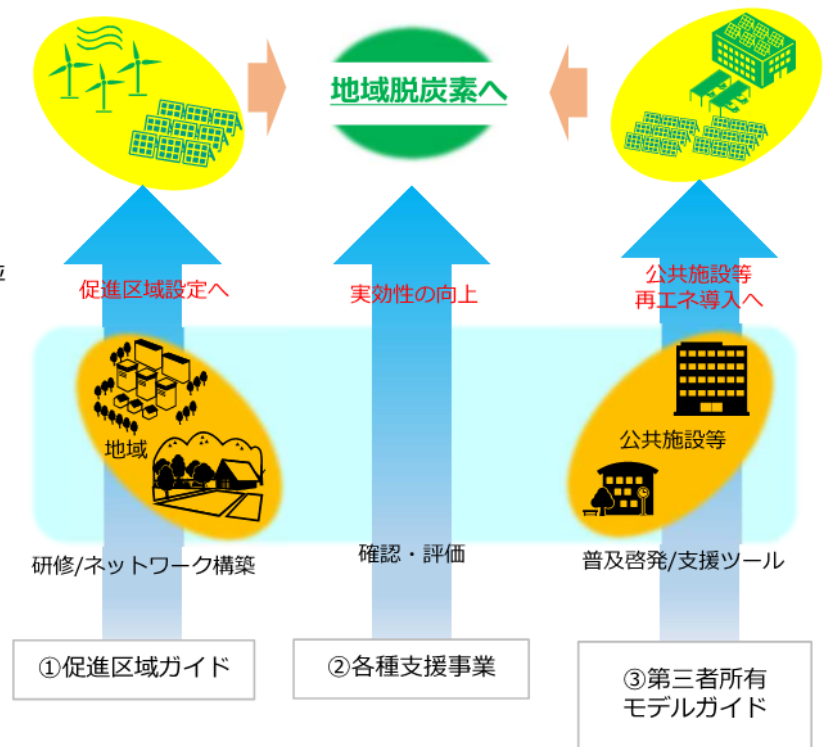
③ 公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業

ガイドラインを活用した第三者所有モデル等の普及や地方公共団体による計画的な再エネ導入の促進のための支援ツール等を作成し、地域再エネ導入を加速させる。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託対象 民間事業者、団体等
- 実施期間 令和3年度～令和7年度 ※(2)は令和4年度～、③は令和5年度～

4. 事業イメージ



地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、 (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業



地域での脱炭素実現のための計画づくり、合意形成、事業運営を担う中核人材を確保・育成します。

1. 事業目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、多くの自治体で脱炭素分野の人材不足が課題である。地域課題の解決や地方創生に貢献する取組として脱炭素事業を計画・実行していくためには、地域の人材が主体的に取り組むことが不可欠である。このため、即戦力としての人材派遣、地域での人材育成、先進地域や企業・専門家とのネットワーク構築により、地域脱炭素の実現を担う中核人材を確保・育成し、ノウハウを伝播することで、脱炭素ドミノの実現に貢献する。

2. 事業内容

① 地域脱炭素実現に向けた中核人材育成事業

地域での脱炭素事業の持続的な実施に必要な中核人材の育成、他地域の中核人材との相互学習関係の構築を行う。

② 地域脱炭素を加速化するための企業・自治体のネットワーク構築事業

脱炭素先行地域等の優れた取組のノウハウの共有や、多様な人材が互いの技術・資金・情報を持ち寄り、地域における脱炭素の取組で協業することを促すネットワークを構築するためのプラットフォームを運営する。

③ 即戦力となる地域脱炭素人材の確保に向けた支援事業

自治体に対して、地域脱炭素実現に向けた総合的な戦略策定や脱炭素事業創出に関するアドバイザーとして、専門家や企業人材を選定・派遣するための体制構築、自治体における地域脱炭素を加速させるための人材支援のノウハウを蓄積・共有し、事例集としてまとめる。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託対象 民間事業者、団体等
- 実施期間 令和3年度～令和7年度 ※(3)②③は令和5年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

メニュー	事業名	事業概要（補助事業に限る）	対象公園等	補助先	補助率	問い合わせ先
利用拠点における 上質な滞在空間創出と インバウンド促進	国立公園利用拠点滞在環境等 上質化事業 （直轄事業含む） 【拡充】	利用拠点における機能転換に関する面的な「利用拠点計画」を作成し、当該計画に基づき同時一体的に直轄事業、地方公共団体事業、民間事業を実施。 ①利用拠点計画策定 ②廃屋の撤去、インバウンド機能向上（多言語サイン、Wifi環境整備、トイレ洋式化）、文化的魅力を発信するまちなみ改善、既存施設のリノベーション（機能転換・強化による観光資源化）、ワーケーション受入事業支援、無電柱化など引き算の景観改善 ③自然景観地の核心地上質化事業 R4 拡充：核心地における利用拠点として新たに山小屋への支援を創設	34国立公園	地方公共団体（①②③）、民間事業者等（②③）	1/2、2/3（①のうち利用拠点整備改善計画計画を策定する場合のみ）	環境省自然環境局・国立公園課 TEL:03-5521-8279 井上、橋本、松井 ・自然環境整備課 TEL:03-5521-8281 石鍋、永緑
	国立公園等多言語解説等整備事業 （直轄事業含む） 【拡充】	国立公園、国定公園、長距離自然歩道等の案内板やビジターセンター等の展示物、その他各種関係コンテンツ等について、ICTなども活用し、外国人目線で自然・文化・歴史のつながりを分かりやすく紹介する多言語解説を充実させる事業。（観光庁多言語解説整備支援事業との連携が必要） R4 拡充：・デジタル手法を含めた海外への情報発信を含む整備計画について加算 ・観光庁のガイドラインの下で作成した解説文の媒体化 ・成果の調査、適正な成果評価の検討と効率的な事業実施をサポートする手引書の作成の追加	・34国立公園（国立公園の内容を含むものであれば公園区域外でも事業可） ・国定公園・ロングトレイル（長距離自然歩道）	地方公共団体、観光協会・DMOその他協議会等	2/3	国立公園課 TEL:03-5521-8279 前原、松井
国立公園を より楽しむ自然体験型 コンテンツの 充実・提供	国立公園等の自然を活用した 滞在型コンテンツ創出事業 （直轄事業含む）	訪日外国人の旅行消費額や延べ宿泊者数の増加に向けて、大きなポテンシャルを有する自然体験等のコンテンツについて、地域のテーマやストーリーを踏まえたコンテンツの統一的なブランディング等に係る計画策定を支援する。	国立公園及び国定公園（国立・国定公園の内容を含むものであれば公園区域外も対象）	地方公共団体、観光協会、民間事業者（観光協会やDMO等との連携）、地域協議会等	1/2、2/3（自然体験活動促進計画を策定する場合は補助率を拡充）	・国立公園課（全般、計画策定） TEL:03-5521-8278 成田 ・国立公園利用推進室（全般、コンテンツ） TEL:03-5521-8271 江澤、田畑

※ 本資料は令和4年12月23日時点の情報に基づき作成しています。

補助先・補助率その他補助事業の詳細は調整中につき、事業開始までに変更が生じる可能性があります。

※ 「国際観光旅客税の用途に関する基本方針等について（令和4年12月23日観光立国推進閣僚会議決定）」のとおり、令和5年度環境省執行分国際観光旅客税予算は25億円と昨年度から増額となっています。

【背景】

国立公園の利用拠点では、インバウンド対応や個人旅行など旅行ニーズの変化への対応が遅れ、廃屋化した建物が自然の魅力を著しく妨げている。また、自然環境と地域独自の文化資産が相まった魅力を旅行者が体感できていない。

【課題】

- 国立公園における実績が拡大しているが、依然として自然景観を阻害する廃屋等は存在している。引き続きをコロナ後の全国的な観光促進を見据え、計画に基づく事業を引き続き推進するとともに、インバウンド利用が多く見込まれるものの立地環境が厳しく対応が遅れている山小屋の上質化を推進する必要がある。



【事業内容】

I 利用拠点計画策定

地元自治体(都道府県、市町村)が主体となり、環境省や既存民間事業者等と協議して策定

<継続>

II 事業

- ① 廃屋の撤去
民間事業者の導入を前提とした撤去
- ② インバウンド機能向上
Wi-Fi、多言語サイン、トイレ洋式化
- ③ 文化的魅力の活用
地域文化が体感できるまちなみ改善
- ④ 既存施設の観光資源化
利用が停止又は利用機会が減少した施設のインバウンド受入環境整備を前提とした施設の機能転換または強化のための内装及び設備
(文化資源活用または体験・学習ツアーと連携して実施)
- ⑤ ワークーション受入事業支援
ワークーションの実施を前提とした内装及び設備整備
(体験・学習ツアーと連携して実施)
- ⑥ 引き算の景観改善
利用拠点の景観改善のための無電柱化、通景伐採及び駐車場舗装面の緑地化。

III 自然景観地の核心地の上質化事業

公園内の核心地に位置する展望所・休憩所などの利用施設の改修

核心地における利用拠点として
新たに山小屋への支援を創設(拡充)

【事業実施スキーム】

直轄事業(Ⅱ①のみ)、
補助事業(補助率: 1/2、2/3(Ⅰ利用拠点整備
改善計画を策定する場合))

【効果】

外国人旅行者の満足度向上、滞在時間、リピーター増加

【背景・課題】

国立公園、国定公園等の自然体験拠点における案内板やビジターセンター・世界遺産センター等の展示物については、主に日本語での解説が多く、外国人旅行者に国立公園等の自然などの魅力が十分伝わらない。また、国立公園では一定の英語解説文整備が進みつつあるものの、利用者の多様な言語には未対応であり、国定公園等では英語解説文整備が十分進んでいない。

訪日外国人利用者が多く見込める自然体験拠点における多言語化の効果を高めるには、国立公園、国定公園等の自然体験拠点において取り組みを進めることが必要。

【事業内容】

これまでの観光庁多言語事業の成果を活用しつつ、国立公園、国定公園、長距離自然歩道等の案内板やビジターセンター等の展示物、その他各種関係コンテンツ等について、ICTなども活用し、英語・中国語・韓国語等の多言語にて、外国人目線で分かりやすく魅力的な多様な解説整備をエリア一帯で促進。

【効果】

各国立公園等にて魅力的な多言語解説が整備されることによる、訪日外国人の国立公園、国定公園等での体験滞在の満足度の向上、滞在の長時間化、ひいては消費額の増大に資する。

【事業実施スキーム】

- 〈直轄〉 環境省 → 民間事業者
 〈補助〉 環境省 → 中間執行団体
 → 地方公共団体、DMO、
 補助率：2 / 3 観光協会、民間事業者等

(令和5年度見直し内容)

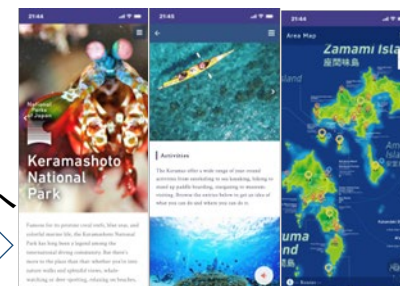
- ・デジタル手法含めた海外への情報発信を含む整備計画について加算
- ・観光庁のガイドラインの下で作成した解説文の媒体化
- ・成果の調査、適正な成果評価の検討と効率的な事業実施をサポートする手引書の作成の追加

【補助要件】

- 〈国立公園〉 観光庁多言語解説支援事業で作成した解説文を活用すること
 〈国立公園以外〉 観光庁の作成指針等に基づき解説文を制作すること



QRコードから
Digitalアプリへ



【背景・課題】

我が国で圧倒的な自然環境を有する国立・国定公園内では、訪日外国人に向けて、国立・国定公園ならではの魅力的な自然体験等のコンテンツを提供することが、訪日外国人の旅行消費額や延べ宿泊者数の増加に向けて大きな役割を果たすと考えている。各国立・国定公園では、地域のテーマやストーリーを磨き上げること、また関わる人材の育成やコンテンツのガイドラインを踏まえたコンテンツ造成が重要である。そして、造成されたコンテンツをより効果的に提供していくためには、提供体制の整備が必要である。一方で国立公園等のコンテンツは天候等の自然に左右されることもあり、提供体制を検討していくことは重要である。これらから、地域資源の持続的な「良質な利用」や資源の「保全管理」を促し、観光において訪日外国人など地域外との交流について振興することで、地域の活性化につながり、経済も含めた循環的な仕組みにつながると考えている。こうした循環の契機となるべく国立公園等のコンテンツに係る「計画策定、提供体制の整備」を行うことで、改正自然公園法を踏まえた自然体験活動の理念を地域に浸透させていくことにつなげたい。

【事業イメージ】

【事業内容】

① 計画策定（ストーリーの磨き上げ）

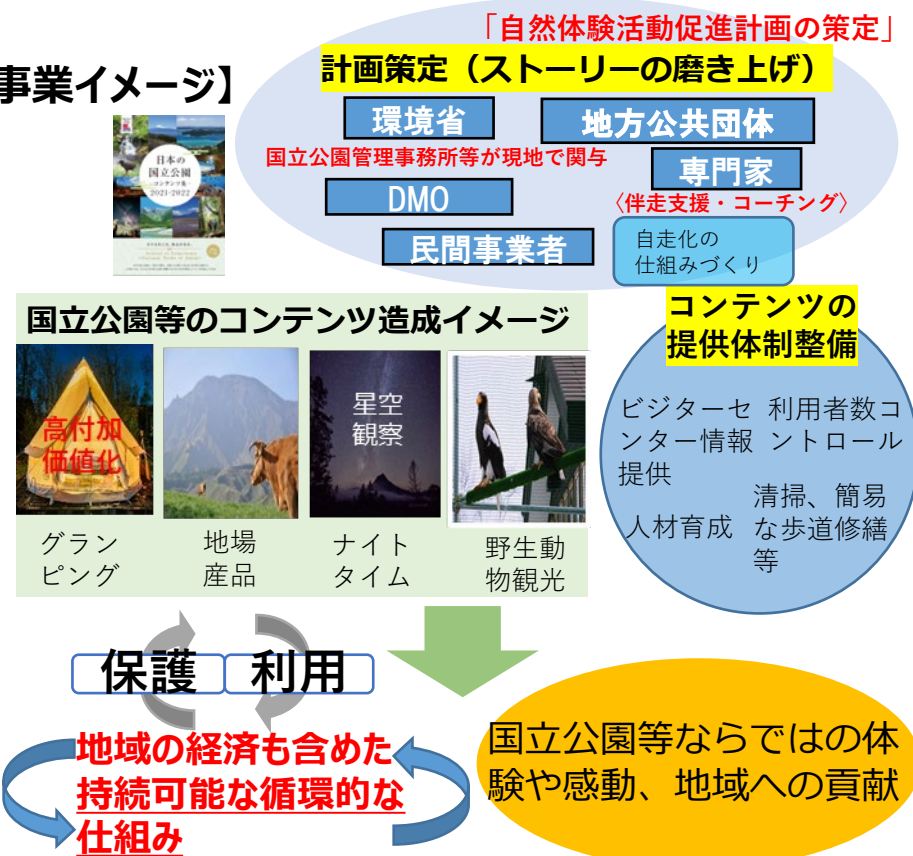
各国立公園等における地域のテーマやストーリーを磨き上げること。コンテンツの一元的提供を含めた自走化の検討。地域の合意形成を踏まえた自然体験活動促進計画等の計画策定等。

② コンテンツの提供体制の整備

必要な人材の育成。ビジターセンター等における情報提供、体験フィールドの環境整備等。

【事業スキーム】 直轄・補助

【効果】 国立公園等の効果的なコンテンツの提供推進による、訪日外国人観光客の宿泊数の増加や消費額の増加。国立公園等ならではの体験、循環的な仕組み。



【事業内容の詳細】

1. 計画策定（ストーリーの磨き上げ）

対 象：各国立公園等における地域のテーマやストーリーを磨き上げること。コンテンツの一元的提供を含めた自走化の検討。地域の合意形成を踏まえた自然体験活動促進計画等の計画策定等（対象は国立・国定公園。ただし、関連する国立・国定公園外の活動についても対象とする）

スキーム：直轄（国立公園等）、地方公共団体等への補助（1/2、自然体験活動促進計画を策定する場合は2/3）

内 容：国立公園等ならではのテーマやストーリー、既存の地域コンテンツの状況等を踏まえた計画の策定・改定調査、インバウンド促進・地域経営能力を有するなど専門家・人材招へい、地域内合意形成、計画検討等

2. コンテンツ提供体制の整備

対 象：必要な人材の育成、ビジターセンター等における情報提供、体験フィールドの環境整備等（対象は国立・国定公園。ただし、関連する国立・国定公園外の活動についても対象とする）

スキーム：直轄（国立公園ビジターセンター等を活用）

内 容：コンテンツの立ち上げ、高付加価値化、インバウンド対応に係る支援

- ①ビジターセンターやデジタル等におけるアクティビティ情報の一元的な提供等
- ②利用者数コントロールのための調査・対策実施、自然環境情報等の収集とコンテンツ事業者への提供など
- ③体験フィールドの環境整備（清掃、簡易な歩道修繕、外来生物駆除など）
- ④インバウンド対応、高付加価値化、自然環境保全の取組のため必要な人材の育成



エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業

事業目的・概要等

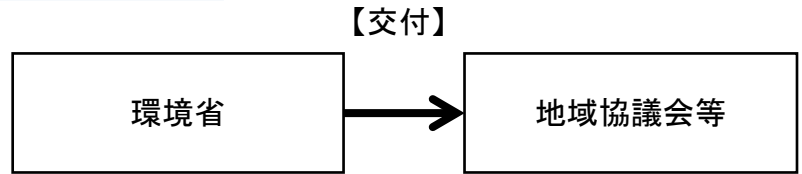
背景・目的

自然地域や棚田地域等において、自然観光資源を活用した地域活性化を推進するため、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成などの地域のエコツーリズム(ジオツーリズムを含む。以下同じ。)の活動を支援する。

事業概要

○エコツーリズム地域活性化支援事業(交付金)
エコツーリズム推進協議会等に対して、推進体制の強化、資源調査、ルールづくり等に要する経費の1/2を支援する。

事業スキーム



期待される効果

自然環境の保全、観光振興、地域振興、環境教育の場として自然観光資源を持続的に活用することにより、魅力的な地域づくりや地域活性化が推進されることにつながる。

イメージ

課題

魅力的なエコツアー等の不足

エコツーリズム地域活性化支援事業 (交付金)

地域が取り組む魅力あるエコツアープログラムづくり等への支援

- ・エコツーリズムに取り組む地域協議会等へ支援
- ・地域協議会は多様な主体で構成(市町村の参加は必須)
- ・国が地域協議会に対しエコツーリズム推進全体構想の作成やプログラムづくり等に要する経費の2分の1を交付

プログラムづくり

エコツーリズム推進全体構想の作成

エコツーリズム推進法の基本理念である自然環境の保全、観光振興、地域振興、環境教育の場としての活用に寄与

- 宿泊施設、観光施設等の改修、廃屋撤去、面的DX化などの取組の支援について、**計画的・継続的に支援できるよう制度を拡充**する。
- 上記を通じて、**観光需要の拡大、収益・生産性向上等の実現**を図り、**地域・産業の「稼ぐ力」の回復・強化**を図る。

① 地域計画の作成支援

※ 自治体・DMO等の地域を代表する団体等が作成

観光地の再生・高付加価値化プラン（地域計画）の作成に向け、

○再生・高付加価値化のコンセプトづくり、○地域の合意形成、○個別施設の改修等の事業の内容の磨き上げ、○資金調達などの点について、**地域の取組を国が支援**（専門家派遣等、伴走支援の実施）

② 地域計画に基づく事業支援（例）

宿泊施設の高付加価値化改修

観光地の面的再生に資する
宿泊施設の改修支援

補助上限1億円（補助率原則1/2（※））
※投資余力の乏しい事業者について、一定の条件を満たしたものについては補助率2/3



廃屋撤去

観光地の景観改善等に
資する廃屋の撤去支援

補助上限1億円（補助率1/2）



観光施設改修等

・観光地の面的再生に資する
土産物店や飲食店等の改修支援
補助上限原則1000万円（※）
（補助率1/2）

※面的DX化に参加する場合は
補助上限2000万円



・公的施設への観光目的での改修支援
補助上限2000万円（補助率1/2）

面的DX化

観光地の面的再生に資する
面的DX化支援

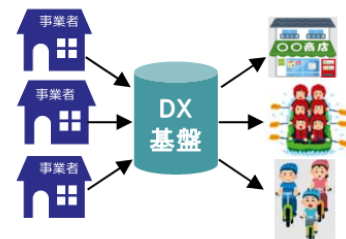
補助上限原則2000万円（※）
（補助率1/2）

※面的DX化の効果等が特に大きい
場合は補助上限5000万円

地域一体となった
キャッシュレス化



観光地の情報の一元管理等



地域の資源を生かした宿泊業等の食の価値向上事業

観光庁(観光産業課) : 56百万円

背景・課題

- 地域の観光産業・旅行消費の核となる宿泊業において、地域の食材の積極活用等により食の価値を高めることは、地域独自の資源を楽しみたい旅行客への訴求力を強化し、宿泊業の付加価値の向上につながると同時に、地域経済への裨益効果を増大させることにつながる。
- 一方で、宿泊業における食の提供については、以下のような課題を抱えている。
 - ・ ガストロノミー等、食をウリとして滞在価値を高め、付加価値向上を実現している宿泊事業者が少ない。
 - ・ 地産地消への意識が不十分で、地域の食材を有効活用できていない宿泊事業者が一定数存在。

事業概要

地域の食材の積極活用等により食の価値を高め、宿泊業の付加価値の向上を進めると同時に、地域経済への裨益効果を増大させる取組について、調査・検証する。

- 食をウリにできていない宿泊施設に対して、一流シェフのマッチング支援等を行い、地域の食材を有効活用しつつ、地域独自の資源や「食」を楽しみたい旅行客のニーズに対し訴求力のある食の提供に繋げる。
- 食をウリとして滞在価値を高め、付加価値向上を実現する取組を行うトップランナーの宿泊施設の事例収集・周知を行い、他の宿泊施設における同様の取組を促進。



地域食材を使った料理

- 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、人々の行動様式・生活様式・労働様式は変化し、ニーズが多様化している。
- ポストコロナを見据え、地域との関係性構築を通じて、継続した来訪を促進するための「第2のふるさとづくり」、企業と地域によるワーケーションの取組等により、国内外の観光需要を喚起し、交流人口や関係人口の拡大、地域活性化を図る。

「第2のふるさとづくり」の普及・定着及びワーケーションの推進

- ・ **自然環境に触れる旅**、田舎にあこがれを持って関わりを求めるニーズがあることを踏まえ、「第2のふるさと」をつくり、「何度も地域に通う旅、帰る旅」の創出を図る。
- ・ 令和4年度事業を踏まえると、例えば、学びや地域貢献などの価値をどれだけ多面的に創出できるか、来訪の度に新たな学びがある深い体験ができるか、来訪後の関心の継続性等の課題が明らかになっている。
令和5年度は、**継続した来訪を促進するための戦略策定、地域の受入体制整備**に取り組む必要があり、**地域との交流の拡大、滞在環境・移動環境の整備**に向けた**モデル実証**等を実施する。
- ・ また、**ワーケーション推進**に当たっては、これまでの取組を踏まえ、企業による地域貢献など、**企業のニーズを踏まえた取組**等が必要であり、企業の意向改善や地域の受入体制整備に向けた**モデル実証**等を実施し、裾野の拡大に取り組む。



地域住民との交流を深めつつ野菜収穫を体験
(第2のふるさとづくりの事例)



企業が地域でグループワークを実施
(ワーケーションの事例)

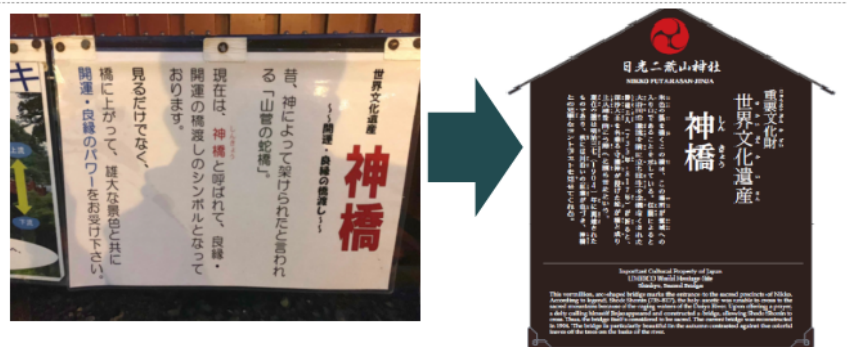
- 観光庁は、①文化庁・環境省と連携し、分かりやすく魅力的な多言語解説文を作成できる**英語のネイティブライター等の専門人材をリスト化**、②**地域に派遣し解説文の作成**を支援。③解説文作成のノウハウを蓄積し、他地域へ横展開できるように**ガイドラインを作成**するとともに、④専門人材の資質向上に資する動画コンテンツの作成など、**ノウハウの浸透を図る取組**を実施。
- 観光資源についての解説文が、多くの訪日外国人旅行者にとって「必要とする情報が載っていない」、「内容が難しすぎる」、「英語表現が不自然」と感じるといった課題が存在。よって、本事業では日本語原稿を単純に翻訳するのではなく、**外国人目線での解説文作成を推進するため、ネイティブライター等の専門人材を活用**。
- また、本事業で作成している英語解説文を元にした**中国語等の解説文作成**も併せて実施。

英語解説文作成フロー



(※1) 整備対象物についての専門的視点から事実確認・アドバイスを実施
 (※2) 文章が所定の文体等に沿っていることを確認

多言語解説文の活用事例



日光二荒山神社神橋 看板の改善



タッチパネル式解説板による案内（多言語字幕）



2次元コード（多言語音声・テキスト）

新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化等

観光庁(観光資源課) : 171百万円

※令和4年度第2次補正予算も活用

- 2025年に向けてインバウンドの本格回復を図るため、新たな体験型観光コンテンツの造成による地方を含む全国各地での消費機会拡大に向け、**新たなインバウンド層への訴求力が高い体験型観光コンテンツ等を造成する。**

【事業内容】

- インバウンドの本格回復を見据え、世界的に関心が高まっている「持続可能な観光」を実感できるコンテンツの造成や施設改修・物品購入等への補助、歴史的資源を活用した観光まちづくりの更なる推進ための計画策定や面的なコンテンツ造成、歴史的建造物等の再建築・改築等への補助を実施する。

地域観光資源のサステナブルな活用推進

- 知的好奇心・サステナビリティへの関心の高い旅行者層を惹きつける、日本ならではの持続可能性の価値体験を生み出す取組が必要。
- 観光による地域の持続性への貢献を体感できるコンテンツ造成、魅力ある滞在・体験の地域拠点づくり、観光利用と地域資源の保全を両立する好循環の仕組みづくりを支援。



散居村ウォークの様子

例：「散居村」を後世に残す観光の取組

美しい散居村※の保全と未来継承につながる仕組みづくりを推進。

※散居村とは…

広い平野に屋敷林に囲まれた住居が散在する村落の形態。富山県の砺波(となみ)平野などでみられる。

歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進

- 金融機関と連携し、SPC等のスキームを活用して民間投資を促し、面的に再生させる取組を支援。
- 城や社寺、古民家等における宿泊・滞在型コンテンツを軸に、地域資源をフル活用した面的な高付加価値化を推進しつつ、歴史的建造物等の再建築、情緒ある景観や賑わいの再現等に対して支援。



(内観)



(外観)

歴史的建造物の高付加価値な飲食等での活用



保存・活用されている歴史的街並み

その他、クルーズ、インフラ関係の観光コンテンツ造成等への支援を実施。

事業概要

地方部への誘客を図りつつ、旅行者の各地域への周遊を促進するため、観光地域づくり法人(DMO)が中心となり、地域が一体となっていく。調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信といった取組に対して総合的な支援を行う。

支援制度

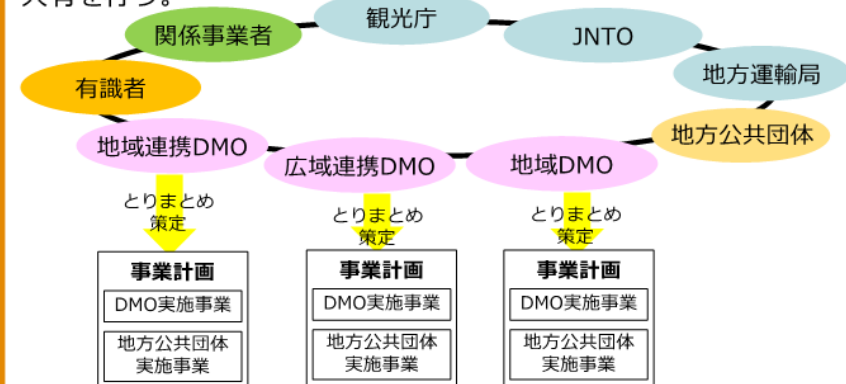
・補助対象事業:

地方部への誘客を図りつつ、旅行者の各地域への周遊促進を目的とした以下の取組 ※先駆的DMOによる取組については支援を強化

- ①調査・戦略策定
- ②滞在コンテンツの充実
- ③受入環境整備
- ④旅行商品流通環境整備
- ⑤情報発信・プロモーション

連絡調整会議

地方ブロック毎に開催される連絡調整会議において調整又は情報共有を行う。



具体的な支援イメージ

①調査・戦略策定

データに基づき、旅行者に対し訴求力のある取組を実施するための調査・戦略策定を支援。



マーケティング調査

②滞在コンテンツの充実

地方部への誘客につながる地域独自の観光資源を活用した滞在コンテンツの造成を支援。



集落の散策

③受入環境整備

HP等で混雑状況の情報を提供するシステムや、観光地の案内アプリの整備等を支援。



混雑状況の情報提供

④旅行商品流通環境整備

旅行商品の国内外OTAへの掲載、旅行会社との商談会などを支援。



商談会への参加

⑤情報発信・プロモーション

WEB・SNSを活用したエリア内のコンテンツの魅力等に関する効果的な情報発信を支援。



WEBを活用したエリア内の魅力発信

・補助対象者:

- ・登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体(登録DMO、地方公共団体)
- ・先駆的DMO※

※観光庁において選定

・補助率:

- ①: 定額(上限1,000万円)
- ただし、先駆的DMOによる取組においては上限2,000万円
- ②~⑤: 事業費の1/2等

観光地・観光産業再生のための人材育成・確保等事業

観光庁(参事官(観光人材政策担当)、
観光産業課)：150百万円

課題

- 他産業と比較して、低い収益性や生産性、賃金水準の改善に向けて、稼げる地域・産業を担う人材の育成・確保が必要。
- 観光産業の現場の担い手が不足。
- 将来の観光産業人材の確保とともに、地域人材の中から潜在的な「観光人材」を掘り起こし、多面的に育成することが必要。

必要な取組

- 稼げる地域・産業の実現を担う人材育成に向けてリカレント教育の強化や産学官連携の促進を通じ、IT、マーケティング、会計、ファイナンス、マネジメント、地域振興の知見・スキルを習得する環境の整備を図る。
- 担い手の裾野の拡大のため、外国人を含めた多様な人材の確保を図る。
- 地域活性化の観点から「観光教育」を捉え直し、各地域に根ざした人材育成の取組（*学校教育に限定されない）を推進する。

教育未来創造会議 第一次提言（R4.5.10）（「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について」）（抄）

④地域におけるデジタル・グリーン分野等の人材育成（抄）

・大学等におけるリカレント教育の強化や産学官連携の促進等を通じた、ITやマーケティング、地域振興の知見・スキル等を有する観光人材の育成を推進する。

参考：「アフターコロナ時代における地域活性化と観光産業に関する検討会(最終とりまとめ)」、「新しい資本主義のグランドデザイン・フォローアップ」

(事業概要)

地域づくり人材・産業人材育成

- ポストコロナ時代に求められる観光人材育成プログラムの創出・展開
 - ・人材育成のために地域内で関係者が連携する体制づくりを促進
 - ・観光庁が令和4年度に作成した指針にまとめられた知識・技能等が身につく、地域や産業界のニーズにあった教育プログラムを地域・大学等が連携して作成・実践
 - 教育プログラムは座学だけでなく、現場受入型研修（OJT）等も含む
 - ・上記プログラムの周知、活用の働きかけ（教材開発、HP掲載等）
- 産学が連携した協議の場（産学連携協議会）の設置（R4～）
 - ・DMO、大学、専門学校、民間事業者が参加
 - ・地域・大学が連携して作成・実践した教育プログラムに対して助言等をしつつ教育プログラムの充実を図っていく

人材確保

- 外国人材の確保
 - ・外国人材と宿泊施設のマッチング支援（国内、海外）
 - ・宿泊事業者等への制度周知セミナー
 - ・外国人材受入れに意欲的な地域への専門家派遣
 - ・情報管理システム等の保守・運用

地域活性化のための観光教育

- 地域活性化のための観光教育の展開
 - ・従来型の「観光教育」の枠組みにとらわれない「観光人材」の育成に取り組む優良事例を広く収集
 - ・地域のDMO・自治体・学校・業界、関係団体等の連携による、地域活性化に資する「観光教育」の取組を支援（持続可能な観光の観点も留意。既存の小中高の観光教育プログラムも改良）

- 本格的な再開が見込まれるインバウンドの地方誘客や観光消費の拡大を促進するため、観光事業者が連携してインバウンド向けに地域に根差した観光資源を磨き上げる取組を支援する。

インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた磨き上げ（イメージ）



- ✓ 「禅」をテーマとした体験型コンテンツ
→訪日外国人が「禅」の精神を理解できるような思想の深掘り・ストーリー構築を実施



- ✓ 和紙制作の体験コンテンツ
→和紙の歴史や工程の理解を促すコンテンツを多言語で整備するとともに、職人と訪日外国人の交流の機会を創出

補助対象者	地方公共団体、DMO、民間事業者（民間事業者においては、地方公共団体との連携が必須）
補助率・補助上限額	補助率：400万円まで定額（10/10）+400万を超える部分については1/2 補助上限額：1,250万円
補助対象経費	・旅行商品等の企画・開発費 ・モデルツアー実施費 ・国、地域毎のインバウンド促進に専門性を有する有識者等からの意見聴取に係る経費 等

- インバウンドの本格再開に備え、ストレスフリーで快適な旅行を満喫できる環境や災害など非常時における安全・安心な旅行環境の整備に加え、宿泊施設、観光施設等のサステナビリティの向上に関する取組等を支援する。

訪日外国人患者の受入機能強化・ 観光施設等における危機管理対応能力強化

■ 訪日外国人患者受入機能強化



“発熱”→“fever”

- ・ 翻訳機器の整備



- ・ キャッシュレス決済環境の整備

■ 感染症対策等の危機管理対応能力強化



- ・ 避難所機能強化



- ・ 災害時の多言語対応強化

事業主体：観光施設等

宿泊施設・観光施設の サステナビリティ強化支援

■ 宿泊施設、観光施設等における 省エネ設備等の導入支援



- ・ 省エネ型空調

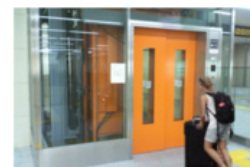


- ・ 太陽光発電

事業主体：宿泊事業者、観光施設等

交通サービスインバウンド対応支援

■ 交通サービスの受入環境整備



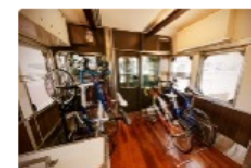
- ・ 段差解消
(エレベーター)



- ・ UDタクシー



- ・ 携帯型翻訳機



- ・ 観光に資する車両
(サイクルトレイン等)

事業主体：交通事業者等

○ その他、空港における旅客手続き等の環境整備、インバウンドの受入環境の高度化を支援

訪日外国人旅行者の周遊の促進・消費の拡大を図るため、ICT等を活用した観光地の受入環境整備を支援する。

■ インバウンド受入環境整備の高度化



- 観光スポットの多言語化
- 無料Wi-Fiの整備
- AIチャットボットの導入
- トイレの高機能化及び洋式便器の整備
- 観光案内所等の整備・改良
- キャッシュレス化
- ICTを活用したゴミ箱の整備
- ワークेशन環境の整備
- グランピング環境の整備
- 段差の解消

等

消費の拡大

- ・ 滞在時間の延長・消費の拡大を図るため、観光施設等における利便性向上やその地域ならではのイベント開催等に資する環境の整備を支援

- 賑わい拠点となる屋外広場の整備



ナイトマーケット

- 近距離移動支援モビリティの整備



観光施設内の移動支援

周遊の促進

- ・ 環境に配慮しながら、点在する観光スポットへの周遊を促すため、電動キックボードや電動アシスト自転車の設置等を支援

- 多様な移動手段の整備



電動キックボードや電動アシスト自転車

■ 観光振興のための無電柱化



■ 先進的なサイクリング環境整備

- 走行環境整備
- 受入環境整備
- 魅力づくり
- 情報発信



多言語案内看板



サイクルラックの設置

■ 歴史的観光資源の高質化

建築物・空地等の美装化・緑化、除却等



歴史的な町並みの景観に配慮した建造物

補助率

1/2等

対象地域

訪日外国人旅行者の来訪が特に多い、又はその見込みがある市区町村として観光庁が指定するもの

○ポストコロナを見据え、観光地・宿泊施設・公共交通機関の各場面において、ストレスフリーで快適な旅行を満喫できる環境及び災害など非常時においても安全・安心な旅行環境の整備を行うとともに、オーバーツーリズムの防止等により、地域・旅行者の双方がメリットを享受できる環境づくりも念頭に、持続可能な観光地域づくりに資する環境整備の促進を図る。

● 持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備の取組を支援

■ 自然環境、文化等の地域資源の保全・活用



- ・ 有料トイレの整備
- ・ 入域料の徴収のためのシステム整備

等

■ オーバーツーリズムの未然防止



- ・ 混雑平準化のためのシステム（混雑状況の可視化等）の整備
- ・ マナー啓発に必要な備品、施設等の整備
- ・ パークアンドライド促進のための駐車場の整備

等

● 観光施設等における危機管理対応能力強化・訪日外国人患者の受入機能強化に向けた取組を支援

■ 危機管理対応能力強化



非常用電源

- ・ 避難所機能強化
- ・ 災害時の多言語対応強化
- ・ 衛生環境強化

等

■ 訪日外国人患者受入機能強化



“発熱”→ “fever”



- ・ 翻訳機器の整備

等

■ 災害時等における観光危機管理計画の策定及び訓練の実施を支援

● 滞在・移動空間の快適性や利便性等の向上に向けた取組を支援

■ ストレスフリー・バリアフリーな宿泊環境整備



- ・ 非接触チェックイン
- ・ キーレスシステムの導入

等



- ・ 客室・浴室のバリアフリー化

等

■ 交通サービスの受入環境整備



- ・ 段差解消（エレベーター）



- ・ UDタクシー



- ・ 携帯型翻訳機



- ・ 観光列車

等

- オーバーツーリズムの未然防止や、地域の自然・文化や生業等の保全・活用にかかる「持続可能な観光の推進」は世界的な関心が高まる中、インバウンドの再開の中で観光関係者が一体となって取り組むべき喫緊の課題。
- 人材育成支援等を通じた地域におけるマネジメント体制の構築を促進し、「持続可能な観光」を推進する上での裾野拡大を図るとともに、地域の課題解決の支援を通じて優良モデルの構築を行う。

(※) 国際観光機関（UNWTO）における「持続可能な観光」の定義：

訪問客、業界、環境及び訪問客を受け入れるコミュニティニーズに対応しつつ、現在及び将来の経済、社会、環境への影響を十分に考慮する観光

持続可能な観光地域づくりに向けた課題

- ✓ 一過性の対応に終始するのではなく、長期的な視野に立った観光マネジメントの一環として、地域社会における経済利益・コミュニティ・旅行者・文化資源・環境等に対する利益の最大化等の様々な側面への影響を考慮し、地域の観光関係者等が共通の目的や役割を共有しながら、計画の策定・推進に取り組むことが必要。



<混雑>



<マナー違反>

【主な事業】

① 持続可能な観光の推進における優良モデルの構築

持続可能な観光地マネジメントが期待できる自治体等において、実証事業を通じてオーバーツーリズムの未然防止等の地域の課題解決に取り組み、より強固な観光地マネジメントを確立する優良モデルの構築を行う。

② 持続可能な観光の推進に意欲的な地域を対象とした人材育成

地域の観光関係者に対し、日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）に基づく持続可能な観光を実践する研修プログラムの実施等を行う。



日本版持続可能な観光
ガイドライン（JSTS-D）